

1

入札参加資格
(業者登録)

1 入札参加資格（業者登録）

本市（上下水道局を含む。）で物品調達（修理、加工及び印刷製本を含む。）、業務委託（工事関連の業務委託を除く。）・役務の提供、賃借・売払い（不動産を除く。）の入札参加資格の登録を希望される方は、入札参加資格審査申請を行い、登録しておく必要があります。

（1）申請の種別

申請手続は、その目的によって4つの申請種別に分類されます。それぞれの申請種別とその内容は以下の通りです。なお、各申請とも電子登録システムで行い、必要書類を送付する手続となります。システムの操作手順については42ページを参照してください。

申請種別	申請内容	申請月 ※	有効期間 ※
定期申請	新たな名簿年度に対する入札参加資格の更新又は新規登録を行うための申請	名簿最終年度の10月	翌4月から3年間
追加申請	名簿年度内に入札参加資格の新規登録を行うための申請	毎年度6月	翌10月から名簿年度の最終日まで
		毎年度12月 (名簿最終年度は無し)	翌4月から名簿年度の最終日まで
希望業種変更申請	入札参加資格として登録済の業種及び種目情報の変更を行うための申請	追加申請と同様	追加申請と同様
変更申請	入札参加資格として登録済の情報に変更が生じた場合（代表者変更など）に、変更の内容を届け出するために行う申請	随時	変更申請受理後名簿年度の最終日まで

※ 申請の受付期間については、各年度、申請月ごとに異なります。それぞれの申請の受付期間や有効期間の詳細については、以下より確認してください。

（ページ位置）

堺市トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約・公売 → 物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い → 入札参加資格（業者登録） → 堺市物品調達、委託等入札参加資格の新規・更新登録の申請について

（ページURL）

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/gyoshatoroku/shinki/index.html>

※ 必要な書類については、堺市ホームページにてご確認ください。

【名簿年度と定期申請・追加申請について】

名簿年度とは、入札参加資格（業者登録）が有効な期間をいい、原則として3年ごととなります（例：平成30～32年度（平成30年4月1日～平成33年3月31日））

上記の例であれば定期申請は、平成30～32年度の当初（平成30年4月1日）から有効な業者登録を行うための手続であり、平成29年度中に行います。

一方、追加申請では、既に有効になっている名簿年度への業者登録を途中から行うものになりますので、例えば平成30年6月の申請（有効期間開始日は平成30年10月から）を行い、登録が認められた場合は平成30年10月1日～平成33年3月31日までの有効な業者登録となります。

(2) 資格要件

資格審査を受けるにあたっては、次の(1)から(6)のすべての要件を満たしていることが必要です。

(1)	競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
(2)	本市の入札及び契約等において地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(3)	資格審査基準日(受付期間の属する月の初めの日)において、引き続き1年以上その事業を営んでいる者
(4)	法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに堺市税を滞納していない者
(5)	営業について、法令等の規定により官公署の免許、許可又は登録が必要な場合に、その免許、許可又は登録を受けている者
(6)	堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定)第5条に規定する入札参加除外者等でないこと。

(3) 登録の区分・業種及び種目について

入札参加資格の登録にあたっては、区分(物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払いの3区分)及び業種・種目を選択する必要があります。

なお、物品調達区分の登録については、最大3種目までの登録となり、種目の希望順位を設定していただくことになります。

区分ごとに設けられている業種・種目については以下より確認してください。

(ページ位置)

堺市トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約・公売 → 物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払い → 入札参加資格(業者登録) → 入札参加資格要件等(登録種目一覧)

(ページURL)

<http://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/nyusatsu/chotatsu/gyoshatoroku/ichiran/index.html>

（４）申請にあたっての注意事項

- ・ 堺市物品調達、委託等入札参加資格が承認されても、有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありません。
- ・ 適格と認められた入札参加有資格者については、堺市ホームページ等により公開します。また、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき、入札参加停止を行った場合及び「堺市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づき入札参加除外を行った場合は、同様に堺市ホームページ等により公開します。
- ・ 提出書類の返却は一切行いません。
- ・ 申請が完了した方については、資格審査の上、適格と認めた場合にのみ登録します。審査結果については、後日通知します。
- ・ 登録後に申請内容の変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください。
- ・ 営業の休廃止があった場合には、直ちに書面により届けてください。
- ・ 以下の業種・種目に登録を希望する方は、次の許認可等が必要です。

区分	コード	種目名	登録にあたり、必要な許認可・有資格者等
業務委託・役務の提供	051004	人的警備	警備業認定
	051005	機械警備	警備業認定及び機械警備業務開始届
	060001	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可 (特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を含む。)
	060002	産業廃棄物処理	産業廃棄物処分業許可 (特別管理産業廃棄物処分業許可を含む。)
	080003	人材派遣	一般労働者派遣事業許可又は特定労働者派遣事業届出
	080010	不動産鑑定	不動産鑑定業登録

※上記以外の許認可・有資格者等については、登録にあたっては特に必要ではありません。

※物品調達、業務委託・役務の提供、賃借・売払いとも、入札等の執行にあたり、入札案件ごとに入札参加要件として許認可・有資格者等を求めることがありますので、ご注意ください。

・下記に該当する場合は登録を取消す場合があります。

ア 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱第 12 条に該当する場合

- (ア) 廃業、倒産等により営業を継続できなくなったとき。
- (イ) 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (ウ) 本市と取引を行う意思がないと認められるとき。
- (エ) 本市が課税する市税の納税状況の確認審査において、滞納が認められるとき。
- (オ) 前記 (ア) から (エ) に掲げるもののほか、有資格者として不適当と認められるとき。

イ 資格審査を受けるにあたり、必要な前記 (2) の資格要件を満たさなくなった場合

(5) 市内・準市内・市外の区分について

登録業者の市内外区分については、下の表の分類基準によって定めております。

区分	人格	定義
市内業者	法人・個人とも	本市が市税を課税する者で、本市の区域内に本店を有するもの
準市内業者	法人・個人とも	本市が市税を課税する者で、本市の区域外に本店を有し、かつ、本市の区域内に本店以外の事業所を有するもの
市外業者	法人・個人とも	市内業者又は準市内業者のいずれにも該当しない者

※登記上の本店所在地と実在の本店所在地が違う場合は、実在の本店所在地をもとに判定します。

(6) 登録内容の変更について

堺市物品調達、委託等入札参加資格の登録内容（希望業種・種目を除く。）に変更が生じた方は、速やかに電子登録システムにて変更申請を行い、必要となる書類を調達課へ提出してください。（システムの操作手順については 48 ページを参照）

※注意事項

・「物品調達」、「業務委託・役務の提供」、「賃借・売払い」の区分ごとに情報を管理しているため、登録内容に変更が生じた場合は、登録のある区分の数だけ変更申請を行う必要があります。

・各区分での登録情報は同一情報を入力の上、申請してください。（区分ごとに契約先を別にすることはできません。）

必要書類一覧

本店情報

必要書類 変更内容	登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面（法人のみ）	印鑑証明書（原本）	使用印鑑届（※）	使用印鑑届兼委任状（※）	許認可等の写し	住居表示通知書の写し	法人設立・設置申告書 法人異動申告書 （受付済写し）（※）	市税の納税状況調査同意書（※）	営業承継書（※）	口座振替依頼書（※）	障害者雇用関係書類（※）
実印		必須	必須	該当							
使用印			必須	該当						該当	
商号又は名称	必須	必須	必須	該当	該当			該当		該当	
代表者役職名			必須	該当						該当	
代表者氏名	必須	必須	必須	該当	該当					該当	
本店移転	必須		必須	該当	該当		該当			該当	
本店住居表示（堺市外の場合）			必須	該当		必須				該当	
本店住居表示（堺市内の場合）			必須	該当						該当	
本店電話・FAX	必要な書類はありません。										
組織（個人から法人に組織を変更する場合）	必須	必須	必須	該当	該当		該当	必須	必須	該当	

業者情報

必要書類 変更内容	登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面（法人のみ）	印鑑証明書（原本）	使用印鑑届（※）	使用印鑑届兼委任状（※）	許認可等の写し	住居表示通知書の写し	法人設立・設置申告書 法人異動申告書 （受付済写し）（※）	市税の納税状況調査同意書（※）	営業承継書（※）	口座振替依頼書（※）	障害者雇用関係書類（※）
資本金	必須										
総従業員数											該当
障害者雇用											必須
登記簿上所在地（本店の所在地と登記簿上の所在地が異なり、登記簿上の所在地が変わる場合）	必須						該当			該当	

市内営業所情報

必要書類 変更内容	登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面（法人のみ）	印鑑証明書（原本）	使用印鑑届（※）	使用印鑑届兼委任状（※）	許認可等の写し	住居表示通知書の写し	法人設立・設置申告書 法人異動申告書 （受付済写し）（※）	市税の納税状況調査同意書（※）	営業承継書（※）	口座振替依頼書（※）	障害者雇用関係書類（※）
営業所開設（堺市内において契約先以外の営業所もしくは支店を開設する場合）							該当				
営業所移転（堺市内において契約先以外の営業所もしくは支店を移転する場合）							該当				
営業所住居表示（堺市内において契約先以外の営業所もしくは支店の住居表示が変わる場合）	必要な書類はありません。										

契約先情報

変更内容	必要書類	登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面（法人のみ）	印鑑証明書（原本）	使用印鑑届（※）	使用印鑑届兼委任状（※）	許認可等の写し	住居表示通知書の写し	法人設立・設置申告書 法人異動申告書 （受付済写し）（※）	市税の納税状況調査同意書（※）	営業承諾書（※）	口座振替依頼書（※）	障害者雇用関係書類（※）
契約先開設 （新しく契約先の支店・営業所等を開設する場合）				必須		該当		該当			該当	
契約先支店名称				必須							該当	
受任者職氏名				必須							該当	
契約先移転				必須				該当			該当	
契約先住居表示 （堺市外の場合）				必須							該当	
契約先住居表示 （堺市内の場合）				必須							該当	
契約先電話・FAX	必要な書類はありません。											

「必須」とあるものは必ず提出してください。

「該当」とあるものは該当する場合に提出してください。

「※」が表示されている書類については、堺市の指定様式で提出する必要があります。

- ・「使用印鑑届兼委任状」を提出する場合、「使用印鑑届」の提出は不要です。
- ・「口座振替依頼書」は、本市に口座登録を行っている業者で、口座情報の登録内容に変更があった場合に、本市会計室へ直接提出してください。
- ・「障害者雇用関係書類」は、「障害者雇用状況報告書（受付済写し）」がある場合は、そちらを提出してください。
- ・「法人設立・設置申告書」又は「法人異動申告書」は新たに堺市内に移転する場合のみ必要です。（※個人は不要）

（7）希望業種・種目の追加、変更について

堺市物品調達、委託等入札参加資格の希望業種・種目の追加または変更をする場合、定められた期間中に電子登録システムにて電子申請を行った上で、必要な書類を調達課まで送付してください。申請月、有効期間等は2ページを参照してください。

必要書類一覧

提出書類名	注意事項
許認可等の写し	営業について許認可等が必要な場合は提出

※ 指定用紙は本市ホームページに様式を掲載しています。

※ 登録の際に必要なとなる許認可については、前記（4）を参照してください。